

付 録

大阪大学学部学則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

理 学 部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科 （他学部 略）

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期
夏学期
秋学期
冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削 除

第2章 学 生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科については、12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。

3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

共通教育系科目

教養教育科目、言語・情報教育科目、基礎セミナー、健康・スポーツ教育科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目、関連専門教育科目

教職教育科目

国際交流科目

コミュニケーションデザイン科目

グローバルコラボレーション科目

3 共通教育系科目及び専門教育系科目の専門基礎教育科目は、全学共通教育科目として全学が協力して開設し、専門教育系科目（専門基礎教育科目は除く。）は、学部が開設する。

4 第2項に定める各授業科目及びその履修方法については、学部規程又は全学共通教育規程で別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、教職教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目の開設並びに履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム等)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラムを開設する。

大学院等高度副プログラム

知のジムナスティックス（高度教養プログラム）

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、

当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長（学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

- 2 前項の規定により、学生が他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次の入学については、この限りでない。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科（文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野）に入学を志願する者

(2) 学部を退学した後、更にその学部に入學を志願する者

(3) 他の大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入學を志願する者

2 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入を許可することがある。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(2) 大学において2年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者

(3) 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者（外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。）

(4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部又は経済学部の第3年次に入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(2) 大学において2年以上在学し、当該学部が別に定める所定の単位を修得した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第15条 他の大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。

2 前項の規定により、転学を願った者は、その際現に在学する大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であって、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

(1) 第45条の2第1項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第45条の3第1項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者
(転部等)

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部薬学科を除き本学に3年以上在学した者

で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、W学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

理学部 理学 (他学部略)

3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

4 学士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(除籍)

第30条 削除

第31条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第32条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第33条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。

3 停学の期間は、第9条に規定する在学年限に算入し、第8条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第3章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第34条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第34条の2 授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第35条 授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

第36条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 在学期間は原則として1年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延長することができる。

第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第38条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程で定める。

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は入学を許可することがある。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次条において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の

納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合
- 2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。
- 3 本学学部合格し、一方の学部に対する入学（編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。）を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合
- 2 前項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

第45条の4 第45条の2第1項又は前条第1項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。

（授業料の納付）

第46条 学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

- 2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項（ただし書を除く。）に準じて納付しなければならない。
- 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放學された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

- 2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

（授業料の免除等）

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5

月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

2 第19条の2の規定により学生の身分を失つた場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。）であつて、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 授業料の免除を受けている者がその事由を失つたときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

2 授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失つたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

（授業料等の不徴収等）

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定（部局間協定を含む。）に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校

3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

- 2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。
 - (1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）
 - (2) 出願を受け付けた後において、大学入試センター試験の受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額
- 3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 学 寮 等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

- 2 学寮等は、総長の監督に属する。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、公布の日から施行する。
(以下省略)

附 則

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の第10条の3及び第10条の4の規定は、平成12年度入学者から適用する。
(以下省略)

附 則

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年12月19日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成15年2月19日から施行し、平成15年度に入学する者（科目等履修生、聴講生又は、研究生として入学する者を除く。）から適用する。

(以下省略)

附 則（抄）

- 1 この改正は、平成15年10月15日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則

この改正は、平成17年2月15日から施行する。

(以下省略)

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成18年2月15日から施行する。
- 2 改正後の第28条第2項の規定は、この改正施行の日前から引き続き本学に在学する者については、適用しない。
- 3 理学部生物学科、薬学部総合薬学科及び工学部電子情報エネルギー工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(以下省略)

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第10条の3の2及び第34条の改正規定は、平成19年2月20日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則

この改正は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、平成24年2月15日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第5条、第10条、第11条及び第46条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（略）

別表2（略）

大阪大学全学共通教育規程

第1条 この規程は、大阪大学学部学則第10条第6項の規定に基づき、全学共通教育科目の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 全学共通教育科目の区分は、次のとおりとする。

共通教育系科目

教養教育科目、言語・情報教育科目、基礎セミナー、健康・スポーツ教育科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目

第3条 全学共通教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。）の科目名及び単位数は、別表1のとおりとする。ただし、人間科学部の人間科学コース並びに理学部、工学部及び基礎工学部の化学・生物学複合メジャーコースの授業科目の科目名及び単位数は、別表2のとおりとする。

第4条 授業科目の履修方法については、各学部規程の定めるところによる。

第5条 授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- (1) 講義は、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実習は、30時間をもって1単位とする。ただし、教養教育科目の国際コミュニケーション演習及び地域言語文化演習並びに基礎セミナーは、15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験は、30時間又は45時間をもって1単位とする。

第6条 学生は、所定の期日までに履修しようとする授業科目を全学教育推進機構長（以下「機構長」という。）に届け出て、受講登録をし、許可を得なければならない。

2 既に単位を修得した授業科目については、再履修することができない。

第7条 各学期に試験を行う。ただし、授業科目により平常の成績をもって試験成績に代えることがある。

2 前条の定める手続きを経ない授業科目については、試験を受けることができない。

第8条 試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

- S (90点以上)
- A (80点以上 90点未満)
- B (70点以上 80点未満)
- C (60点以上 70点未満)
- F (60点未満)

2 試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (略)

別表2 (略)

理 学 部 規 程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学学部学則（以下「学則」という。）に基づいて大阪大学理学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、学部長が教授会の議を経て（この場合において「議」とは、審議し、教授会としての意思決定を行うことをいう。以下同じ。）別に定める。

(目的)

第 1 条の 2 本学部における教育は、幅広い自然科学の基礎に裏付けられた柔軟な発想を身に付け、自然に対する鋭い直感と的確な判断力を養い、その素養を背景にして社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

第 2 章 教 育 課 程

(授業科目、履修方法、卒業要件等)

第 2 条 本学部の教育課程は、全学共通教育科目及び専門教育科目をもって編成する。

2 全学共通教育科目の授業科目区分、授業科目、単位数等は全学共通教育規程の定めるところによるものとし、本学部における履修方法は、別表 1 のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法並びに各学科の卒業要件は、別表 2 のとおりとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、化学科及び生物科学科に置く化学・生物学複合メジャーコースにおける全学共通教育科目の履修方法については別表 3、専門教育科目の授業科目、単位数、履修方法及び卒業要件については別表 4 のとおりとする。

5 専門教育科目の授業科目の配当年次及び授業時間数は、毎学年の始めに別に定める。

(単位の計算方法)

第 3 条 本学部の専門教育科目の各授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、30 時間をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により 15 時間をもって 1 単位とすることがある。

(3) 実験及び実習は、45 時間をもって 1 単位とする。

(他の大学等における授業科目の履修)

第 4 条 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認める場合は、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の授業科目を、第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する授業科目の選択科目として履修することができる。

2 前項の規定による履修を志願する学生は、あらかじめ所定の手続によって申請し、許可を得なければならない。

(履修手続及び履修指導)

第 5 条 専門教育科目の履修において、学生は、春学期又は秋学期の始めに当該学期に履修しよう

とする授業科目を定めて、所定の手続により届け出なければならない。

- 2 他学科及び他学部の授業科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目並びにグローバルコラボレーション科目を履修しようとする場合は、前項の手続をしなければならない。
- 3 学期の途中から開講する授業科目については、開講時に第1項の手続をすることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定により届出のあった授業科目について、必要な学修がなされていないと判断される場合は、履修制限等の指導を行うことがある。

第3章 履修認定

(履修認定)

第6条 専門教育科目の履修認定は、試験によるものとする。ただし、授業科目によっては平常の成績又は報告書等の結果により認定することができる。

- 2 前項に規定する試験等に合格した学生には、当該授業科目所定の単位を与える。

(他の大学等における修得単位の認定)

第7条 第4条の規定により他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位は、学部長が審査の上認定し、60単位を限度として卒業に要する単位に算入することがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認める場合は、本学部入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)は、審査の上、本学部において修得したもとして認定することがある。

- 2 前項の規定により修得したもとして認定することができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、前条により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(試験)

第9条 専門教育科目の試験は、学期末、学年末その他授業担当教員の都合等により適当な時期に行う。

(履修成績)

第10条 専門教育科目の履修成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S	(90点以上)
A	(80点以上90点未満)
B	(70点以上80点未満)
C	(60点以上70点未満)
F	(60点未満)

(卒業認定)

第11条 学生が本学部在所定の期間在学し、各学科所定の授業科目を履修し、単位を修得した場合、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、化学・生物学複合メジャーコースに3年6月以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められる学生について、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 3 前項における卒業認定の基準は、別に定める。

第4章 学科の変更，転部，学士入学，転入学及び再入学

（学科の変更及び転部）

第12条 本学部学生で学科の変更を希望する者又は本学の他学部学生で本学部へ転部を希望する者は，学部長は選考の上，転科又は転部させることがある。ただし，当該学科の収容人員に余裕のある場合に限る。

（学士入学，転入学及び再入学）

第13条 学則第14条及び第15条の規定により本学部に入学を志願する者については，当該学科の収容人員に余裕のある場合に限る，教授会の議を経て選考されることがある。ただし，再入学を志願する者については，本学部退学時の学科に限るものとする。

2 前項の規定による選考を経て入学する者の在学年限については，別に定める。

第5章 研 究 生

（入学資格）

第14条 研究生は，設備に差し支えない限り，次の各号のいずれかに該当する者について学部長は選考の上，入学を許可する。

- (1) 大学の卒業生
- (2) 短期大学の卒業生
- (3) その他学部長が教授会の議を経て適当と認める者

（入学手続）

第15条 研究生を志願する者は，入学願書と履歴書及び卒業証明書又は学力を証明する書類を提出しなければならない。

（入学時期）

第16条 研究生の入学時期は，毎学年始めとする。ただし，特別の事情がある者についてはこの限りでない。

（指導教員）

第17条 研究生には，指導教員を定める。

2 指導教員は，必要があると認めるときは，授業科目担当教員の承認を得て，研究生に学部又は大学院の授業科目を履修させることができる。

（在学期間）

第18条 研究生の在学期間は，原則として1年とする。ただし，研究の必要により更に在学を希望する者は，期間の延長を願い出て，学部長の許可を得なければならない。

（攻究報告）

第19条 研究生は，在学期間の終わりに攻究報告書を指導教員を経て，学部長に提出しなければならない。在学期間の延長を願い出る者も同様とする。

（攻究証明）

第20条 研究生で相当の攻究をしたと認められる者には，証明書を与えることができる。

第6章 特別聴講学生

(入学資格及びその手続)

第21条 他の大学又は外国の大学に在学中の者で、本学部の授業科目を履修しようとするものは、所定の手続に従い学部長に願い出るものとする。

2 前項の規定による志願者については、学部長は選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(在学期間)

第22条 特別聴講学生の在学期間は、履修科目所定の授業期間とする。

(履修認定)

第23条 特別聴講学生の履修認定、試験及び成績については、第6条、第9条及び第10条の規定を準用する。

第7章 科目等履修生

(入学資格)

第24条 科目等履修生は、正規学生の学修に差し支えない限り、次の各号のいずれかに該当する者について学部長は選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学2年修了以上の者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) その他学部長が教授会の議を経て適当と認める者

(入学手続)

第25条 科目等履修生の入学手続については、第15条の規定を準用する。

(入学時期及び在学期間)

第26条 科目等履修生の入学時期は、春学期または秋学期の始めとし、在学期間は1年以内とする。ただし、学修の必要により引き続き在学を希望する者は、期間の延長を願い出て、学部長の許可を得なければならない。

(履修認定)

第27条 科目等履修生の履修認定、試験及び成績については、第6条、第9条及び第10条の規定を準用する。

2 科目等履修生で単位を修得した者には、証明書を交付することができる。

第8章 補 則

(除籍)

第28条 研究生、特別聴講学生又は科目等履修生として不適当と認められる者については、学部長は、教授会の議を経て、除籍することができる。

附 則

1 この規程は平成6年4月1日から施行する。

(略)

1 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成15年4月1日以後

において在学者の属する年次に学士入学，転入学，再入学又は転部する者については，改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については，数学科においては「数学特論「科学と社会」（1 単位）」を，物理学科においては「物理学特論「科学と社会」（1 単位）」を，化学科においては「化学特論「科学と社会」（1 単位）」を，選択科目にそれぞれ加え，生物学科においては選択科目に「生物学特論「科学と社会」（1 単位）」を，選択必修科目 A 群に「発生生物学 C （2 単位）」及び「生物情報科学（2 単位）」を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学，転入学，再入学又は転部する者については，改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 17 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学，転入学，再入学又は転部する者については，改定後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。この場合における改定前の別表 2 の適用については，各学科の選択科目に「数値計算法基礎（2 単位）」、「理学への招待（1 単位）」及び「科学英語基礎（1 単位）」を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者が属する年次に学士入学，転入学，再入学又は転部する者については，改正後の別表 2 の規程にかかわらず，なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については，数学科の選択科目に「実験数学 1（コンピュータプログラミング）（2 単位）」を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学，転入学，再入学又は転部する者については，改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学，転入学，再入学又は転部する者については，改正後の別表 1 の専門基礎教育科目の項（（注 2）に係る部分を除く。）及び別表 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

この場合における改正前の別表 2 の適用については，各学科の選択科目に「物理オーナーセミナー 1」（1 単位），「物理オーナーセミナー 2」（1 単位），「物理オーナーセミナー 3」（1 単位），「物理オーナーセミナー 4」（1 単位）を加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日現在数学科、物理学科及び生物科学科（生物科学コース）に在学中の者（以下「在学者」という。）並びに平成 21 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、数学科の選択科目に「数学オナーセミナー 1」（1 単位）、「数学オナーセミナー 2」（1 単位）、「数学オナーセミナー 3」（1 単位）及び「数学オナーセミナー 4」（1 単位）を、物理学科の選択科目に「物理学実験基礎」（2 単位）、「量子物理学概論」（2 単位）、「質量分析学」（2 単位）、「宇宙地球フィールドワーク 4」（1 単位）及び「Physics in English」（2 単位）を、生物科学科（生物科学コース）の選択必修科目に「生物科学オナーセミナー 1」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 2」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 3」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 4」（1 単位）、「生物科学オナーセミナー 5」（1 単位）及び「生物科学オナーセミナー 6」（1 単位）を、それぞれ加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 22 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、数学科の選択科目に「確率過程論」（2 単位）を、物理学科の選択科目に「物理オナーセミナー 5」（1 単位）及び「物理オナーセミナー 6」（1 単位）を、化学科の選択科目に「化学生物学」（2 単位）を、生物科学科（生物科学コース）の選択必修科目に「生命システムの数理」（2 単位）を、生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「線形代数統論 1」（2 単位）、「線形代数統論 1 演義」（2 単位）、「線形代数統論 2」（2 単位）、「線形代数統論 2 演義」（2 単位）、「複素関数論」（2 単位）、「複素関数論演義」（2 単位）、「量子力学概論」（2 単位）、「分析化学 2」（2 単位）、「基礎化学実験」（2 単位）、「生命システムの数理」（2 単位）、「植物生理学概論」（2 単位）、「動物生理学入門」（2 単位）、「生物学演習 C」（1 単位）、「発生生物学 B」（2 単位）及び「生物学演習 D」（1 単位）を、生物科学科（生命理学コース）の選択科目に「系統進化学」（2 単位）、「生態学概論」（2 単位）、「細胞生物学 B」（2 単位）、「物理オナーセミナー 5」（1 単位）及び「物理オナーセミナー 6」（1 単位）を、それぞれ加え、生物科学科（生命理学コース）の選択科目から「複素関数論」（2 単位）、「複素関数論演義」（2 単位）、「線形代数統論 1」（2 単位）、「線形代数統論 2」（2 単位）、「量子力学概論」（2 単位）、「分析化学 2」（2 単位）、「基礎化学実験」（2 単位）、「植物生理学概論」（2 単位）、「動物生理学入門」（2 単位）及び「発生生物学 B」（2 単位）を削るものとする。

附 則

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、各学科の選択科目の項の次に

特別科目	リスク管理とコンプライアンス	2			
------	----------------	---	--	--	--

を、各学科の履修方法に「4 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。」をそれぞれ加え、化学科の選択科目に「有機化学4」（2単位）及び「有機化学演習3」（1単位）を、生物科学科（生命理学コース）の選択科目に「基礎解析続論」（2単位）、「基礎解析続論演義」（2単位）、「量子物理学概論」（2単位）、「熱物理学演義」（2単位）、「電磁気学2」（2単位）、「統計力学2」（2単位）、「有機化学演習3」（1単位）、「化学反応論2」（2単位）及び「有機化学4」（2単位）をそれぞれ加え、生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目から「電磁気学2」（2単位）及び「熱物理学演義」（2単位）を削り、生物科学科（生命理学コース）の必修科目の項中

生命理学文献調査		2		
----------	--	---	--	--

とあるのは

生命理学文献調査		2		
----------	--	---	--	--

と読み替えるものとする

附 則

- この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表2の適用については、各学科の履修方法3の合わせて10単位を限度として専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる科目にグローバルコラボレーション科目を加え（情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。）、生物科学科（生物科学コース）の選択必修科目に「生命現象の物理B」（2単位）を、生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「生命現象の物理B」（2単位）及び「細胞生物学A」（2単位）を、生物科学科（生命理学コース）の履修方法に「専門教育科目の選択必修科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位に算入することができる。」をそれぞれ加え、生物科学科（生命理学コース）の選択科目から「細胞生物学A」（2単位）を削るものとする。

附 則

- この改正は、平成24年10月1日から施行する。
- 平成24年9月30日現在在学中の者については、改正後の別表3及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表4の化学科及び生物科学科の化学・生物学複合メジャーコースの表の選択科目の項中

Genetic Engineering Exercise Session		1		
--------------------------------------	--	---	--	--

とあるのは

Exercise Session (Genetic Engineering)		2		
--	--	---	--	--

と、

Biochemistry Exercise Session 3		1		
---------------------------------	--	---	--	--

とあるのは

Exercise Session (Biochemistry 3)		2		
-----------------------------------	--	---	--	--

と、

Cell Biology Exercise Session 3		1			とあるのは
Exercise Session (Cell Biology 3)		2			と、
Organic Chemistry Exercise Session 3		1			とあるのは
Exercise Session (Organic Chemistry 3)		2			と、
Physical Chemistry Exercise Session 3		1			とあるのは
Exercise Session (Physical Chemistry 3)		2			と、
Inorganic & Analytical Chemistry Exercise Session 3		1			とあるのは
Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 3)		2			と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 25 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表 2 の適用については、物理学科の選択科目に「先端物理学・宇宙地球科学輪講」（2 単位）を加えるものとする。

附 則

- この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 26 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 27 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 及び別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の

別表2の適用については、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「蛋白質情報科学」（1単位）を加え、改正前の別表4の適用については、化学科（化学・生物学複合メジャーコース）及び生物科学科（化学・生物学複合メジャーコース）の表の必修科目の項中

Inorganic & Analytical Chemistry 1	2				とあるのは
」					
Inorganic Chemistry 1	1				と、
Analytical Chemistry 1	1				
」					
Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 1)		2			とあるのは
」					
Exercise Session(Inorganic Chemistry 1)		1			と、
Exercise Session(Analytical Chemistry 1)		1			
」					
同表の選択科目の項中					
Inorganic & Analytical Chemistry 2	2				とあるのは
」					
Inorganic Chemistry 2	1				と、
Analytical Chemistry 2	1				
」					
Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 2)		2			とあるのは
」					
Exercise Session(Inorganic Chemistry 2)		1			と、
Exercise Session(Analytical Chemistry 2)		1			
」					
Inorganic & Analytical Chemistry 3	2				とあるのは
」					
Inorganic Chemistry 3	1				と、
Analytical Chemistry 3	1				
」					
Exercise Session (Inorganic & Analytical Chemistry 3)		2			とあるのは
」					
Exercise Session(Inorganic Chemistry 3)		1			とそれぞれ読み替える
Exercise Session(Analytical Chemistry 3)		1			ものとする。
」					

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 9 月 30 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 10 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 9 月 30 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 10 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 4 の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日現在在学中の者（以下「在学者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に学士入学、転入学、再入学又は転部する者については、改正後の別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表 2 の適用については、数学科、物理学科、化学科、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）表の選択科目の項中

科学技術論 A	2			
科学技術論 B	2			

とあるのは

科学技術論 A 1	1			
科学技術論 A 2	1			
科学技術論 B 1	1			
科学技術論 B 2	1			

とそれぞれ読み替え、生物科学科（生物科学コース）及び生物科学科（生命理学コース）の選択必修科目に「ゲノム情報学」（2 単位）及び「現代ゲノム研究概説」（1 単位）を加えるものとする。

別表 1

科目区分			履修方法
共通教育科目	基礎教養科目	基礎教養 1	基礎教養 1 の授業科目の中から 2 単位以上を修得すること。
		現代教養科目	現代教養科目の授業科目の中から 2 単位以上を修得すること。
	国際教養科目	先端教養科目	先端教養科目及び国際教養科目「国際教養 1」の授業科目の中から 2 単位以上を修得すること。
		国際教養 1	
		国際教養 2	本学部が指定する授業科目の中から 2 単位以上を修得すること。ただし、「多文化コミュニケーション（日本語）1～2」については、外国人留学生以外の者は履修することができない。
言語・情報教育科目	外国語教育科目	<p>(1) 第 1 外国語として、本学部が指定する「大学英語」の授業科目の中から 4 単位並びに「実践英語・専門英語」のうち「実践英語」の授業科目の中から 3 単位及び「専門英語」の授業科目の中から 1 単位の計 8 単位を修得すること。ただし、英語を母語とする外国人留学生については、本学部が指定する「大学英語」及び「実践英語・専門英語」の授業科目の中から 3 単位、「第 2 外国語」の「日本語」の授業科目の中から 3 単位並びに国際教養科目「国際教養 2」の授業科目「多文化コミュニケーション（日本語）1～2」の中から 2 単位の計 8 単位を第 1 外国語として修得することができる。</p> <p>(2) 第 2 外国語として、「ドイツ語」、「フランス語」、「ロシア語」、及び「中国語」の中から 1 外国語を選択履修し、本学部が指定する授業科目の中から 3 単位を修得すること。ただし、外国人留学生については、1 外国語として「日本語」を選択することができる。この場合において、第 1 外国語として「日本語」を選択している英語を母語とする外国人留学生については、第 2 外国語として「日本語」を選択することができない。</p>	
	情報処理教育科目	「情報活用基礎」（2 単位）は、必修とする。	
	健康・スポーツ教育科目	「スポーツ実習 A」（1 単位）を含む 2 単位を修得すること。なお、他の 1 単位の選択については、「スポーツ科学」（1 単位）、「健康科学実習 A」（1 単位）及び「健康科学」（1 単位）から選択するものとする。	

科目区分		履修方法			
専 門 教 育 系 科 目	分野	授業科目名	単 位	摘 要	
				数学科 化学科 生物科学科	物理学科
	数学	基礎解析学 1	3	◎	
		基礎解析学 2	2	◎	
		線形代数学 1	2	◎	
		線形代数学 2	2	◎	
		確率・統計	2	○	
	物理学	物理学 1 A	2	※	◎
		物理学 1 B	2	※	
		物理学 2 A	2	※	◎
		物理学 2 B	2	※	
		物理学序論 1	2	※	
		物理学序論 2	2	※	
		現代物理学入門	2	○	
	化学	基礎化学 1	2	◎	
		基礎化学 2	2	◎	
		基礎化学 3	2	○	
	地学	宇宙地球科学 1	2	○	
		宇宙地球科学 2	2	○	
	生物学	生物科学コア A	2	◎	
		生物科学コア B	2	○	
	実験	自然科学実験 1 数学	1	◎	
		自然科学実験 1 物理	1	◎	
		自然科学実験 1 化学	1	◎	
自然科学実験 1 生物・地学		1	◎		
自然科学実験 2 物理		1	○		
自然科学実験 2 化学		1	○		
自然科学実験 2 生物		1	○		
自然科学実験 2 地学		1	○		
<p><数学科・化学科・生物科学科> 必修科目(◎) 19 単位, 選択必修科目(※) 4 単位, 選択科目(○) 2 単位以上, 計 25 単位以上を修得すること。 選択必修科目(※)は, 次の履修方法のうちいずれかを選択し, 履修すること。 ただし, 大阪大学入学者選抜個別学力検査等において物理を選択した者は, (1)を選択し, 履修しなければならない。 (1)「物理学 1 A 又は 1 B」から 1 科目選択, 「物理学 2 A 又は 2 B」から 1 科目選択, 計 2 科目(4 単位)を修得すること。 (2)「物理学序論 1 及び 2」の計 2 科目(4 単位)を修得すること。</p> <p><物理学科> 必修科目(◎) 23 単位, 選択科目(○) 2 単位以上, 計 25 単位以上を修得すること。</p> <p>注 1) 専門基礎教育科目のうち, 左表の授業科目を, 理学部コア科目という。</p> <p>注 2) 選択科目において, 2 単位を超えて修得した単位は, 4 単位を限度として専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。この場合において, 専門教育科目の単位に算入された単位は, 「その他」科目の単位に算入できない。</p> <p>別表 3 の専門基礎教育科目の「Introductory Chemistry 1」(2 単位)、「Introductory Chemistry 2」(2 単位)、「Exercise Session(Introductory Chemistry 1)」(2 単位)及び「Exercise Session(Introductory Chemistry 2)」(2 単位)の合計 8 単位をすべて修得した場合に限り、「基礎化学 1」(2 単位)及び「基礎化学 2」(2 単位)の合計 4 単位を修得したものとみなして読み替えることができる。それ以外の場合は「その他」科目の単位に算入することができる。</p>					

<p>その他</p>	<p>1 共通教育系科目及び専門教育系科目の所定の単位数以外に「教養教育科目（基礎教養2及び基礎教養3を除く。）」、「言語・情報教育科目（外国語教育科目）」、「基礎セミナー」、「健康・スポーツ教育科目」及び「専門基礎教育科目」の授業科目の中から6単位を修得すること。この場合において、国際教養科目「国際教養2」、「外国語教育科目」及び「健康・スポーツ教育科目」については、本学部が指定したものに限る。</p> <p>2 他学部担当の専門基礎教育科目の修得した単位は、「その他」科目の単位数に算入することができる。ただし、次の科目の単位は「その他」科目の単位数に算入できない。</p> <p>[人間科学部・文学部・法学部・経済学部・外国語学部担当]</p> <p>Japan in the World、Anthropology and Contemporary Global Issues、Introduction to Social Psychology、Politics in Post-War Japan、Media Sociology、Cross Cultural Psychology、Introduction to International Relations</p> <p>[基礎工学部・工学部担当科目]</p> <p>Introductory Physics 1、Introductory Physics 2、Basic Physics Experiments、Introductory Chemistry Experiments、Basic Biology Experiments</p> <p>3 別表3の専門基礎教育科目の修得した単位は、「その他」科目の単位数に算入することができる。ただし、次の科目の単位は「その他」科目の単位数に算入できない。</p> <p>Introductory Physics 1、Introductory Physics 2、Introductory Chemistry Experiments、Basic Biology Experiments、Basic Physics Experiments、Introductory Statistics</p>
------------	--

別表2

数 学 科

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	線形代数続論1 同演義	2	2			選択科目	複素関数論続論 同演義	2	2		
	基礎解析続論 同演義	2	2				代数学1 同演義	2	2		
	幾何学基礎1 (位相と微積分) 同演義	2	2				代数学2 同演義	2	2		
	複素関数論 同演義	2	2				幾何学1 同演義	2	2		
	幾何学基礎2 (位相空間論) 同演義	2	2				幾何学2 同演義	2	2		
	線形代数続論2 同演義	2	2				解析学1 同演義	2	2		
	基礎考究1	2					解析学2 同演義	2	2		
	基礎考究2	2					基礎数理学2	2			
	数学への道程と私たち	2					実験数学1 (コンピュータプログラミング)	2			
	安全実験法	1					実験数学2	2			
選択必修科目	課題研究a (数学)		8			実験数学3	2				
	課題研究b (数学)		8			実験数学4a (マルチメディア概論)	1				
選択科目	専門への基礎数学		2			実験数学4b (情報職業論)	1				
	数学オーナーセミナー1		1			実験数学5	2				
	数学オーナーセミナー2		1			実験数学6	2				
	数学オーナーセミナー3		1			実験数学7	2				
	数学オーナーセミナー4		1			代数学3	2				
	代数学序論 同演義	2	2			代数学4	2				
	幾何学序論 同演義	2	2			代数学5	2				
	解析学序論1 同演義	2	2			代数学6	2				
	解析学序論2 同演義	2	2			代数学7	2				

履修区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考	履修区分	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		講 義	演 習	実 験・実 習				講 義	演 習	実 験・実 習	
選 択 科 目	代 数 学 8	2				選 択 科 目	応 用 数 理 学 4	2			
	代 数 学 9	2					応 用 数 理 学 5	2			
	代 数 学 10	2					応 用 数 理 学 6	2			
	幾 何 学 3	2					応 用 数 理 学 7 (情報システム論)	2			
	幾 何 学 4	2					応 用 数 理 学 8 (通信ネットワーク論)	2			
	幾 何 学 5	2					応 用 数 理 学 9	2			
	幾 何 学 6	2					応 用 数 理 学 10	2			
	幾 何 学 7	2					大 域 数 理 学 1	2			
	幾 何 学 8	2					大 域 数 理 学 2	2			
	幾 何 学 9	2					大 域 数 理 学 3	2			
	幾 何 学 10	2					大 域 数 理 学 4	2			
	解 析 学 3	2					大 域 数 理 学 5	2			
	解 析 学 4	2					特 別 科 目 1	2			年度当初に開講 の授業科目を定 める。授業科目 により1単位と することもあ る。
	解 析 学 5	2					特 別 科 目 2	2			
	解 析 学 6	2					科 学 技 術 論 A 1	1			
	解 析 学 7	2					科 学 技 術 論 A 2	1			
	解 析 学 8	2					科 学 技 術 論 B 1	1			
	解 析 学 9	2					科 学 技 術 論 B 2	1			
	解 析 学 10	2					数 値 計 算 法 基 礎	2			
	応 用 数 理 学 1	2					科 学 英 語 基 礎	1			
応 用 数 理 学 2	2				科 特 別 目 別	リ ス ク 管 理 と コ ン プ ラ イ ア ン ス	2				
応 用 数 理 学 3	2										

数学科履修方法

- 1 専門教育科目のうち、必修科目31単位、選択必修科目16単位及び選択科目の中から23単位以上、計70単位以上を修得すること。
- 2 別表1の理学部コア科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は4単位を限度として専門教育科目の選択科目に算入することができる。
- 3 情報処理教育科目（ただし、所定の単位を超えて修得した単位）、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目、他学科又は他学部の専門教育科目、及び大学間相互単位互換協定に基づく他大学の科目から修得した単位は、合わせて10単位を限度として、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。
ただし、情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。
- 4 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、全学共通教育科目から54単位以上、専門教育科目から70単位以上、総計124単位以上を修得しなければならない。

別表2

物 理 学 科

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	力学1 同演義	2	2			選択科目	相対論の量子力学	2			
	力学2 同演義	2	2				熱物理学演義		2		
	電磁気学1 同演義	2	2				数理物理学3	2			
	量子力学1 同演義	2	2				連続体力学	2			
	量子力学2 同演義	2	2				物理実験学	2			
	熱物理学	2					相 对 論	2			
	統計力学1 同演義	2	2				数 値 計 算 法	2			
	統計力学2	2					物性物理学1	2			
	数理物理学1 同演義	2	2				物性物理学2	2			
	数理物理学2 同演義	2	2				物性物理学3	2			
	物理学実験1			4			光物理学	2			
	物理学実験2			4			原子核物理学1	2			
	安全実験法	1					原子核物理学2	2			
選択必修科目	物理学特別研究			8		素粒子物理学1	2				
	宇宙地球科学特別研究			8		素粒子物理学2	2				
選択科目	物理学セミナー		2			プラズマ物理学	2				
	物理学実験基礎			2		極限光物理学	2				
	先端物理学・宇宙地球科学輪講	2				質量分析学	2				
	電磁気学2	2				地球科学概論	2				
	量子物理学概論	2				惑星科学概論	2				
	量子力学3	2				宇宙物理学	2				

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	生物物理学概論	2				選択科目	数値計算法基礎	2			
	地球惑星進化学	2					科学英語基礎	1			
	地球惑星物質学	2					Physics in English	2			
	宇宙地球フィールドワーク1			1			物理オーナーセミナー1		1		
	宇宙地球フィールドワーク2			1			物理オーナーセミナー2		1		
	宇宙地球フィールドワーク3			1			物理オーナーセミナー3		1		
	宇宙地球フィールドワーク4			1			物理オーナーセミナー4		1		
	科学技術論 A 1	1					物理オーナーセミナー5		1		
	科学技術論 A 2	1					物理オーナーセミナー6		1		
	科学技術論 B 1	1					科特別目別	リスク管理とコンプライアンス	2		
	科学技術論 B 2	1									

物理学科履修方法

- 1 専門教育科目のうち、必修科目45単位、選択必修科目8単位、選択科目18単位以上、計71単位以上を修得すること。
- 2 別表1の理学部コア科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は4単位を限度として専門教育科目の選択科目に算入することができる。
- 3 情報処理教育科目（ただし、所定の単位を超えて修得した単位）、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目、他学科又は他学部の専門教育科目、及び大学間相互単位互換協定に基づく他大学の科目から修得した単位は、合わせて10単位を限度として、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。
ただし、情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。
- 4 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、全学共通教育科目から54単位以上、専門教育科目から71単位以上、総計125単位以上を修得しなければならない。

別表2

化 学 科

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	分析化学 1	2				選択科目	化学入門セミナー 1		1		
	無機化学 1	2					化学入門セミナー 2		1		
	化学熱力学 1	2					化学発展セミナー		1		
	量子力学概論	2					分析化学 2	2			
	化学反応論 1	2					分析化学 3	2			
	有機化学 1	2					無機化学 2	2			
	有機化学 2	2					無機化学 3	2			
	高分子科学	2					放射化学	2			
	基礎化学実験			2			無機放射化学特論	2			
	化学実験 1			6			統計力学概論	2			
	化学実験 2			6			化学熱力学 2	2			
	化学特別実験			2			化学熱力学 3	2			
	安全実験法	1					量子化学 1	2			
選択科目A群	化学特別研究			10		量子化学 2	2				
	高分子科学特別研究			10		分子構造論 1	2				
選択必修科目B群	無機放射化学演習		1			分子構造論 2	2				
	量子力学演習		1			化学反応論 2	2				
	統計熱力学演習		1			化学反応論 3	2				
	有機化学演習 1		1			物性化学	2				
	有機化学演習 2		1			有機化学 3	2				
	高分子科学演習		1			有機化学 4	2				

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	生化学 1	2				選択科目	科学技術論 A 1	1			
	生化学 2	2					科学技術論 A 2	1			
	有機生物化学	2					科学技術論 B 1	1			
	有機金属化学	2					科学技術論 B 2	1			
	有機機器分析	2					化学文献調査		2		
	高分子合成化学 1	2					数値計算法基礎	2			
	高分子合成化学 2	2					有機化学演習 3		1		
	高分子物理化学 1	2					科学英語基礎	1			
	高分子物理化学 2	2					化学への道程と私たち	1			
	化学プログラミング	2					化学オナーセミナー 1		1		
	化学生物学	2					化学オナーセミナー 2		1		
	無機工業化学 1	1					化学オナーセミナー 3		1		
	無機工業化学 2	1					化学オナーセミナー 4		1		
	有機工業化学	2					科特 目別	リスク管理と コンプライアンス	2		

化学科履修方法

- 1 専門教育科目のうち、必修科目33単位、選択必修科目はA群の中から10単位、B群の中から4単位以上、選択科目28単位以上、計75単位以上を修得すること。
- 2 別表1の理学部コア科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は4単位を限度として専門教育科目の選択科目に算入することができる。
- 3 情報処理教育科目（ただし、所定の単位を超えて修得した単位）、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目、他学科又は他学部の専門教育科目、及び大学間相互単位互換協定に基づく他大学の科目から修得した単位は、合わせて10単位を限度として、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。
ただし、情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。
- 4 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、全学共通教育科目から54単位以上、専門教育科目から75単位以上、総計129単位以上を修得しなければならない。

別表2

生物科学科

生物科学コース

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	生物学文献調査		2			選択科目	構造生物学	2			
	生物学演習 B		1				遺伝情報発現の生物学	2			
	生物学演習 C		1				真核生物の分子遺伝学Ⅰ	2			
	生物学演習 D		1				真核生物の分子遺伝学Ⅱ	2			
	生物学実験 1			6			ゲノム分子生物学	2			
	生物学実験 2			6			系統進化学	2			
	生物学特別実験			8			動物一般生理学	2			
	安全実験法	1					神経生物学	2			
選択必修科目	生物化学 A	2				選択必修科目	感覚生理学	2			
	生物化学 B	2					生物科学の最前線	2			
	現代ゲノム研究概説	1					生物学演習 A		1		
	生命現象の物理 A	2					生物学野外実習			1	
	生命現象の物理 B	2					生物学臨海実習			1	
	発生生物学 A	2					生物学特別講義 A	1			
	発生生物学 B	2					生物学特別講義 B	1			
	発生生物学 C	2					生物学特別講義 C	1			
	細胞生物学 A	2					生物学特別講義 D	1			
	細胞生物学 B	2					生物学特別講義 E	1			
	植物生化学	2					生物学特別講義 F	1			
	植物環境生理学	2					生物学特別講義 G	1			
植物発生・生理学	2				生物学特別講義 H	1					
ゲノム情報学	2				生物科学オーナーセミナー1		1				

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択必修科目	生物科学オナーセミナー2		1			選択必修科目	生物物理学概論	2			
	生物科学オナーセミナー3		1				科学技術論 A 1	1			
	生物科学オナーセミナー4		1				科学技術論 A 2	1			
	生物科学オナーセミナー5		1				科学技術論 B 1	1			
	生物科学オナーセミナー6		1				科学技術論 B 2	1			
								数値計算法基礎	2		
選択科目	分析化学 1	2				科目別	科学英語基礎	1			
	分析化学 2	2					リスク管理とコンプライアンス	2			
	分析化学 3	2									

生物科学コース履修方法

- 1 専門教育科目のうち、必修科目26単位、選択必修科目42単位、選択科目11単位以上、計79単位以上を修得すること。
- 2 別表1の理学部コア科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は4単位を限度として専門教育科目の選択科目に算入することができる。
- 3 専門教育科目の選択必修科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位に算入することができる。
- 4 情報処理教育科目（ただし、所定の単位を超えて修得した単位）、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目、他学科又は他学部の専門教育科目、及び大学間相互単位互換協定に基づく他大学の科目から修得した単位は、合わせて10単位を限度として、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。
ただし、情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。
- 5 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、全学共通教育科目から54単位以上、専門教育科目から79単位以上、総計133単位以上を修得しなければならない。

別表2

生 物 科 学 科

生命理学コース

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
必修科目	遺伝情報発現の生物学	2				選択科目	複素関数論演義		2		
	生物化学 A	2					実験数学 1 (コンピュータープログラミング)	2			
	生命現象の物理 A	2					実験数学 2	2			
	生命理学文献調査		2				力学 1	2			
	生命理学特別研究			8			力学 1 演義		2		
	安全実験法	1					力学 2	2			
選択必修科目	物理学実験 1			4		選択必修科目	力学 2 演義		2		
	物理学実験 2			4			電磁気学 1	2			
	化学実験 1			6			電磁気学 1 演義		2		
	化学実験 2			6			数理物理 1	2			
	生物学実験 1			6			数理物理 1 演義		2		
	生物学実験 2			6			数理物理 2	2			
	幾何学基礎 1 (位相と微積分)	2					数理物理 2 演義		2		
	幾何学基礎 1 演義 (位相と微積分)		2				熱物理学	2			
	線形代数統論 1	2					量子力学 1	2			
	線形代数統論 1 演義		2				量子力学 1 演義		2		
	幾何学基礎 2 (位相空間論)	2					物理学実験基礎			2	
	幾何学基礎 2 演義 (位相空間論)		2				分析化学 1	2			
	線形代数統論 2	2					化学熱力学 1	2			
	線形代数統論 2 演義		2				有機化学 1	2			
複素関数論	2				量子力学概論	2					

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目 必修科目	高分子科学	2				選択科目	数値計算法基礎	2			
	無機化学 1	2					基礎解析続論	2			
	有機化学 2	2					基礎解析続論演義		2		
	化学反応論 1	2					量子力学演習		1		
	分析化学 2	2					量子物理学概論	2			
	基礎化学実験			2			熱物理学演義		2		
	生物学演習 B		1				電磁気学 2	2			
	生物化学 B	2					量子力学 2	2			
	ゲノム情報学	2					量子力学 2 演義		2		
	現代ゲノム研究概説	1					統計力学 1	2			
	植物発生・生理学	2					統計力学 1 演義		2		
	動物一般生理学	2					有機化学演習 2		1		
	生物学演習 C		1				有機化学演習 3		1		
	発生生物学 B	2					統計力学 2	2			
	生物学演習 D		1				生物物理学概論	2			
	生命現象の物理学 B	2					地球惑星進化学	2			
	細胞生物学 A	2					化学熱力学 2	2			
	質量分析学	2					量子化学 1	2			
	化学生物学	2					分子構造論 1	2			
	数学への道程と私たち	2					有機化学演習 1		1		
選択科目	生命理学基礎演習 1		1			無機化学 2	2				
	生命理学基礎演習 2		1			放射化学	2				

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選 択 科 目	分析化学 3	2				選 択 科 目	感覚生理学	2			
	化学反応論 2	2					発生生物学 A	2			
	統計力学概論	2					発生生物学 C	2			
	有機化学 3	2					細胞生物学 B	2			
	有機化学 4	2					系統進化学	2			
	生化学 2	2					構造生物学	2			
	高分子合成化学 1	2					植物生化学	2			
	高分子物理化学 1	2					植物環境生理学	2			
	高分子科学演習		1				生物科学の最前線	2			
	無機化学 3	2					科学技術論 A 1	1			
	分子構造論 2	2					科学技術論 A 2	1			
	量子化学 2	2					科学技術論 B 1	1			
	有機生物化学	2					科学技術論 B 2	1			
	有機機器分析	2					科学英語基礎	1			
	無機放射化学演習		1				物理オナーセミナー 1		1		
	統計熱力学演習		1				物理オナーセミナー 2		1		
	高分子合成化学 2	2					物理オナーセミナー 3		1		
	高分子物理化学 2	2					物理オナーセミナー 4		1		
	化学特別実験			2			物理オナーセミナー 5		1		
	ゲノム分子生物学	2					物理オナーセミナー 6		1		
真核生物の分子遺伝学 I	2				数学オナーセミナー 1		1				
真核生物の分子遺伝学 II	2				数学オナーセミナー 2		1				
神経生物学	2				数学オナーセミナー 3		1				
					数学オナーセミナー 4		1				

履修区分	授業科目	単位数			備考	履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習				講義	演習	実験・実習	
選択科目	化学オーナーセミナー1		1			選択科目	生物科学オーナーセミナー3		1		
	化学オーナーセミナー2		1				生物科学オーナーセミナー4		1		
	化学オーナーセミナー3		1				生物科学オーナーセミナー5		1		
	化学オーナーセミナー4		1				生物科学オーナーセミナー6		1		
	生物科学オーナーセミナー1		1			科特別	リスク管理とコンプライアンス	2			
	生物科学オーナーセミナー2		1								

生命理学コース履修方法

- 1 専門教育科目のうち、必修科目17単位、選択必修科目36単位、選択科目26単位以上、計79単位以上を修得すること。
- 2 別表1の理学部コア科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は4単位を限度として専門教育科目の選択科目に算入することができる。
- 3 専門教育科目の選択必修科目のうち、所定の単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位に算入することができる。
- 4 情報処理教育科目（ただし、所定の単位を超えて修得した単位）、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目、グローバルコラボレーション科目、他学科又は他学部の専門教育科目、及び大学間相互単位互換協定に基づく他大学の科目から修得した単位は、合わせて10単位を限度として、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。ただし、情報処理教育科目、国際交流科目、コミュニケーションデザイン科目及びグローバルコラボレーション科目は、合わせて2単位を上限とする。
- 5 専門教育科目の特別科目から修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

[卒業要件]

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、全学共通教育科目から54単位以上、専門教育科目から79単位以上、総計133単位以上を修得しなければならない。

別表3

化学科(化学・生物学複合メジャーコース)

生物科学科(化学・生物学複合メジャーコース)

科目区分		履修方法				
共通教育系科目	教養教育科目	基礎教養科目	基礎教養科目の授業科目の中から12単位を修得すること。なお、専門基礎教育科目のうち本学部が指定する授業科目及び国際交流科目の授業科目の中から修得した単位については、基礎教養科目の単位に算入することができる。			
		国際教養科目	国際教養科目の授業科目の中から別に定める履修方法により、8単位を修得すること。なお、別に定めるところにより、基礎教養科目の授業科目の中から所定の単位数を超えて修得した単位については、国際教養科目の単位に算入することができる。			
	言語・情報教育科目	外国語教育科目	外国語教育科目の授業科目の中から別に定める履修方法により、6単位を修得すること。なお、別に定めるところにより、教養教育科目の授業科目の中から所定の単位数を超えて修得した単位については、外国語教育科目の単位に算入することができる。			
		情報処理教育科目	情報処理教育科目の授業科目の中から2単位を修得すること。			
	健康・スポーツ教育科目	健康・スポーツ教育科目の授業科目の中から2単位を修得すること。				
専門教育系科目	専門基礎教育科目	授業科目	単位数	摘要	必修科目(◎)19単位、選択必修科目(※)7単位以上、計26単位以上を修得すること。	
		Introductory Biology 1	2	◎		
		Introductory Biology 2	2	◎		
		Exercise Session (Introductory Biology 1)	2	※		
		Exercise Session (Introductory Biology 2)	2	※		
		Introductory Chemistry 1	2	◎		
		Introductory Chemistry 2	2	◎		
		Exercise Session (Introductory Chemistry 1)	2	※		
		Exercise Session (Introductory Chemistry 2)	2	※		
		Mathematics 1	2	◎		
		Mathematics 2	2	◎		
		Mathematics 3	2	※		
		Exercise Session (Mathematics)	2	※		
		Introductory Physics 1	2	◎		
		Introductory Physics 2	2	◎		
		Introductory Chemistry Experiments	1	◎		
		Basic Biology Experiments	1	◎		
		Basic Physics Experiments	1	◎		
Introductory Statistics	2	※				

別表4

化学科(化学・生物学複合メジャーコース)

生物科学科(化学・生物学複合メジャーコース)

履修区分	授業科目	単位数			備考
		講義	演習	実験・実習	
必修科目	General Guidelines for Safety in the Laboratory	1			
	Combined Major Basic Seminar 1		1		
	Bioinformatics	2			
	Exercise Session (Bioinformatics)		2		
	Biochemistry 1	2			
	Exercise Session (Biochemistry 1)		2		
	Cell Biology 1	2			
	Exercise Session (Cell Biology 1)		2		
	Organic Chemistry 1	2			
	Exercise Session (Organic Chemistry 1)		2		
	Physical Chemistry 1	2			
	Exercise Session (Physical Chemistry 1)		2		
	Inorganic Chemistry 1	1			
	Analytical Chemistry 1	1			
	Exercise Session (Inorganic Chemistry 1)		1		
	Exercise Session (Analytical Chemistry 1)		1		
Chemistry & Biology Experiments 1			3		
選択必修科目	Undergraduate Research/Individual Study 1			4	
	Undergraduate Research/Individual Study 2			4	
	Undergraduate Research/Individual Study 3			4	
	Special Undergraduate Research/Individual Study 1			6	
	Special Undergraduate Research/Individual Study 2			6	
選択科目	Advanced Physics 1	2			
	Advanced Physics 2	2			
	Molecular Genetics	2			
	Exercise Session (Molecular Genetics)		2		
	Biochemistry 2	2			
	Exercise Session (Biochemistry 2)		2		
	Cell Biology 2	2			
	Exercise Session (Cell Biology 2)		2		
	Organic Chemistry 2	2			
	Exercise Session (Organic Chemistry 2)		2		
	Physical Chemistry 2	2			
	Exercise Session (Physical Chemistry 2)		2		
	Inorganic Chemistry 2	1			
	Analytical Chemistry 2	1			
	Exercise Session (Inorganic Chemistry 2)		1		
	Exercise Session (Analytical Chemistry 2)		1		
	Genetic Engineering	2			
	Exercise Session (Genetic Engineering)		2		
	Biochemistry 3	2			
	Exercise Session (Biochemistry 3)		2		
	Cell Biology 3	2			
	Exercise Session (Cell Biology 3)		2		
	Organic Chemistry 3	2			
	Exercise Session (Organic Chemistry 3)		2		
	Physical Chemistry 3	2			
	Exercise Session (Physical Chemistry 3)		2		
	Inorganic Chemistry 3	1			
	Analytical Chemistry 3	1			
	Exercise Session (Inorganic Chemistry 3)		1		
	Exercise Session (Analytical Chemistry 3)		1		
	Combined Major Honor Seminar 1			1	
	Combined Major Honor Seminar 2			1	
	Combined Major Honor Seminar 3			1	
	Combined Major Honor Seminar 4			1	
	Combined Major Honor Seminar 5			1	
	Combined Major Honor Seminar 6			1	
	Combined Major Honor Seminar 7			1	
	Combined Major Honor Seminar 8			1	
	Chemistry & Biology Experiments 2			3	
	Literature Searching and Reading 1			1	
Literature Searching and Reading 2			1		
Literature Searching and Reading 3			1		
Combined Major Basic Seminar 2			1		
Marine Biology Field Work			2		

化学・生物学複合メジャーコース履修方法

1 専門教育科目のうち、必修科目29単位、選択必修科目12単位以上、選択科目38単位以上の計79単位以上を修得すること。

2 別表2の専門教育科目の授業科目から修得した単位は、10単位を限度として、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。

〔卒業要件〕

卒業の認定を得るには、履修方法に基づき、全学共通教育科目から56単位以上、専門教育科目から79単位以上、総計135単位以上を修得しなければならない。

担 当 教 員 名 簿

平成 30 年 4 月現在

職名ごとに 50 音順
※学科長, (併)併任

理学部長 (併) 田 島 節 子 教 授 (平成 29 年 4 月 1 日～)	助 教 庵 原 隆 雄 " 戊 亥 隆 恭 " 大 野 浩 司 " 小 川 裕 之 " 神 田 遼 " 久 野 恵 理 香 " 角 田 謙 吉 " 原 靖 浩 " 松 本 佳 彦
数 学 科	教 授 有 木 進 (情報科学) " 宇 野 勝 博 (全学教育推進機構) " 杉 山 由 恵 (情報科学) " 日 比 孝 之 (情報科学) " 降 籬 大 介 (サイバーメディア) " 三 町 勝 久 (情報科学) " 和 田 昌 昭 (情報科学)
教 授 大 鹿 健 一 " 太 田 慎 一 " 片 山 聡 一 郎 " 後 藤 竜 司 " 今 野 一 宏 " 杉 田 洋 " 高 橋 篤 史 " 土 居 伸 一 " 中 村 博 昭 " 林 仲 夫 " 藤 野 修 " 藤 原 彰 夫 " 盛 田 健 彦 " ※山ノ井 克 俊 " 渡 部 隆 夫 准教授 内 田 素 夫 " 榎 一 郎 " 大 川 新 之 介 " 落 合 理 " 糟 谷 久 矢 子 " 金 英 裕 一 " 塩 沢 裕 一 " 砂 川 秀 明 人 " 富 田 直 人 " 馬 場 伸 平 " 水 谷 治 哉 " 森 山 知 則 " 安 田 正 大 徳 講 師 菊 池 和 徳	准教授 大 島 芳 樹 (情報科学) " 茶碗谷 毅 (情報科学) " 永 友 清 和 (情報科学) " 宮 武 勇 登 (サイバーメディア) " 安 井 弘 一 (情報科学)

物 理 学 科			
(物理学)			
教 授	阿久津 泰 弘	助 教	赤 松 幸 尚
〃	※浅 川 正 之	〃	荒 川 智 紀
〃	大野木 哲 也	〃	飯 塚 則 裕
〃	兼 村 晋 哉	〃	大 橋 琢 磨
〃	川 畑 貴 裕	〃	越 智 正 之
〃	久 野 良 孝	〃	菅 野 優 美
〃	黒 木 和 彦	〃	北 澤 正 清
〃	越 野 幹 人	〃	佐 藤 朗
〃	小 林 研 介	〃	清 水 俊
〃	田 島 節 子	〃	田 中 実
〃	橋 本 幸 士	〃	中 島 正 道
〃	花 咲 德 亮	〃	中 廣 瀬 穰
〃	松 野 丈 夫	〃	深 谷 英 則
〃	山 中 卓	〃	三 原 基 嗣
准教授	青 木 正 治	〃	村 川 寛
〃	石 原 盛 男	教 授	豊 田 岐 聡 <small>〔理学研究科附属基礎理学プロジェクト研究センター〕</small>
〃	尾 田 欣 也	助 教	青 木 順 <small>〔 同上 〕</small>
〃	小田原 厚 子	教 授	兼 松 泰 男 <small>〔理学研究科附属先端強磁場科学研究センター〕</small>
〃	酒 井 英 明	〃	萩 原 政 幸 <small>〔 同上 〕</small>
〃	阪 口 篤 志	准教授	鳴 海 康 雄 <small>〔 同上 〕</small>
〃	南 條 創 洋	助 教	木 田 孝 則 <small>〔 同上 〕</small>
〃	新 見 康 順	教 授	浅 野 建 一 <small>〔全学教育推進機構〕</small>
〃	福 田 光 策	〃	菊 池 誠 <small>〔サイバーメディア〕</small>
〃	松 多 健 樹	〃	木 村 真 一 <small>〔生命機能〕</small>
〃	宮 坂 茂 哲	〃	杉 山 清 寛 <small>〔全学教育推進機構〕</small>
〃	山 口 哲 斉	〃	千 徳 靖 彦 <small>〔レーザー研〕</small>
〃	吉 田 齐	〃	能 町 正 治 <small>〔核物理センター〕</small>
〃	Keith. M. Slevin	准教授	嶋 達 志 <small>〔核物理センター〕</small>
		〃	堀 一 成 <small>〔全学教育推進機構〕</small>
		〃	吉 野 元 <small>〔サイバーメディア〕</small>
		〃	渡 辺 純 二 <small>〔生命機能〕</small>
		助 教	大 坪 嘉 之 <small>〔生命機能〕</small>
		〃	高 久 圭 二 <small>〔核物理センター〕</small>
		〃	竹 内 徹 也 <small>〔低温センター〕</small>
		〃	渡 邊 浩 <small>〔生命機能〕</small>

(宇宙地球科学)				化 学 科			
教授	川 村	光		(化 学)	石 川	直 琢	人 治
〃	近 藤	忠		教授	〃	〃	隆
〃	佐 ^々 木	晶		〃	※小	〃	宏
〃	芝 井	広		〃	奥	〃	史
〃	住 貴	宏		〃	梶	〃	巧
〃	寺 田	健太郎		〃	久	〃	厚
〃	中 嶋	悟		〃	今	〃	聡
〃	長 峯	健太郎		〃	篠	〃	浩
〃	松 本	浩 典		〃	塚	〃	一
准教授	植 本	千 秋		〃	中	〃	博
〃	大 高	理		〃	深	〃	也
〃	佐 伯	和 人		〃	舩	〃	久
〃	谷 口	年 史		〃	松	〃	雄
〃	寺 崎	英 紀		〃	水	〃	樹
〃	林 田	清 修		准教授	村	〃	浩
〃	久 富	朗 裕		〃	坏	〃	哉
〃	廣 野	哲 博		〃	大	〃	之
〃	藤 田	千 論		〃	樺	〃	光
〃	山 中	勝一郎		〃	加	〃	介
〃	湯 川	和 司		〃	福	〃	人
助 教	横 山	洋 輔		講 師	山	〃	亮
〃	青 桂	洋 淳		〃	石	〃	崇
〃	河 井	達 弘		〃	岡	〃	七
〃	木 村	賢 吾		〃	笠	〃	樹
〃	境 家	典 子		〃	蔡	〃	弥
〃	富 田	太 郎		〃	野	〃	一
〃	中 山			〃	花	〃	人
〃	松 尾			〃	山	〃	一
准教授	坂 和	洋 一 (レーザー研)		助 教	吉	〃	資
				〃	大	〃	人
				〃	川	〃	弘
				〃	栞	〃	史
				〃	小	〃	頼
				〃	下	〃	介
				〃	諏	〃	史
				〃	谷	〃	彦
				〃	土	〃	
				〃	西	〃	
				〃	二	〃	
					宮		

助 教	畑 中 翼		(高分子科学)
〃	平 尾 泰 一	教 授	青 島 貞 人
〃	福 本 敬 夫	〃	井 上 正 志
〃	冬 広 明 太	〃	今 田 勝 巳
〃	真 木 勇 太	〃	鬼 塚 清 孝
〃	真 鍋 良 幸	〃	佐 藤 尚 弘
〃	水 野 操 史	〃	橋 爪 章 仁
〃	山 下 智 史	〃	山 口 浩 靖
〃	山 田 剛 司	准教授	岡 村 高 明
〃	山 本 茂 樹	〃	金 子 高 文
教 授	中 野 元 裕	講 師	寺 尾 憲 理
准教授	中 宮 崎 裕 司	〃	浦 高 島 義 徳
講 師	長 野 八 久	助 教	高 片 島 拓 弥
助 教	高 城 大 輔	〃	金 澤 有 紘
教 授	上 田 貴 洋 (博物館)	〃	川 口 辰 也
〃	岡 田 美智雄 (放射線科学基盤機構)	〃	神 林 直 哉
〃	小 林 光 (産 研)	教 授	栗 栖 源 嗣 (蛋白研)
〃	笹 井 宏 明 (産 研)	〃	後 藤 祐 児 (蛋白研)
〃	高 尾 敏 文 (蛋白研)	〃	中 川 敦 史 (蛋白研)
〃	谷 口 正 輝 (産 研)	〃	山 本 仁 (安全衛生管理部)
〃	中 谷 和 彦 (産 研)		
〃	藤 原 敏 道 (蛋白研)		
〃	北 條 裕 信 (蛋白研)		
〃	山 口 和 也 (全学教育推進機構)		
〃	吉 村 崇 (RI センター)		
准教授	豊 田 二 郎 (博物館)		
〃	宮久保 圭 祐 (博物館)		
教 授	今 中 信 人 (工学部)		
〃	神 戸 宣 明 (工学部)		
〃	桑 畑 進 (工学部)		
〃	安 田 誠 (工学部)		

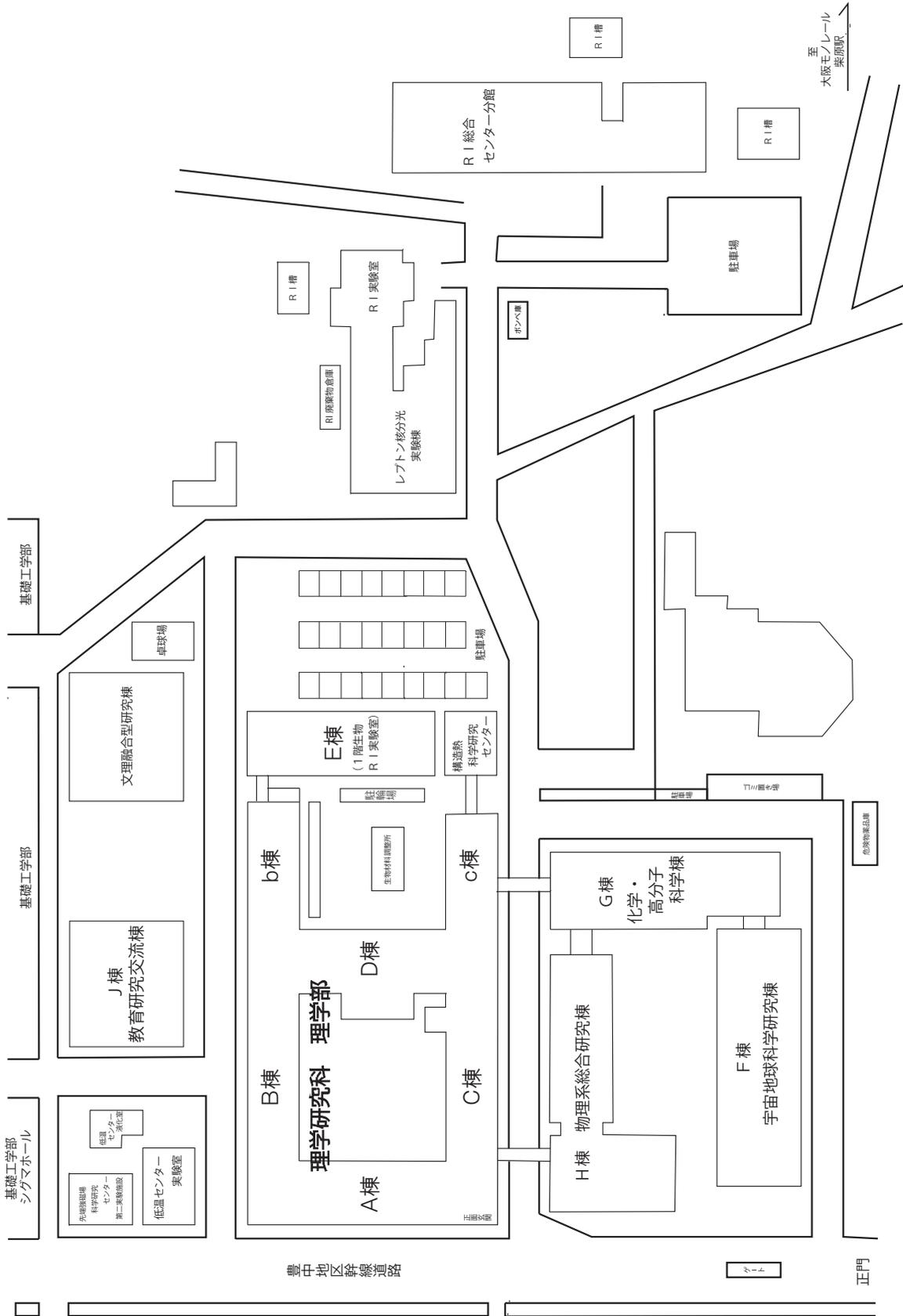
生 物 科 学 科

教 授	石 原 直 忠
〃	小布施 力 史
〃	柿 本 辰 男
〃	昆 隆 英 子
〃	※志 賀 向 子
〃	高 木 慎 吾
〃	西 田 宏 記
〃	松 野 健 治
准教授	今 井 薫 造
〃	大 岡 宏 造
〃	久保田 弓 子
〃	長 尾 恒 治 郎
〃	中 川 拓 郎
〃	藤 本 仰 一
〃	古 屋 秀 隆
講 師	伊 藤 一 男
助 教	浅 田 哲 弘
〃	石 原 孝 也
〃	稻 木 美紀子
〃	今 井 洋
〃	小 沼 健
〃	笹 村 剛 司
〃	長谷部 政 治 子
〃	山 川 智 子
〃	山 本 遼 介
教 授	上 田 昌 宏 (生命機能)
〃	岡 田 雅 人 (微研)
〃	岡 田 眞里子 (蛋白研)
〃	栗 栖 源 嗣 (蛋白研)
〃	篠 原 彰 (蛋白研)
〃	高 木 淳 一 (蛋白研)
〃	原 田 慶 恵 (蛋白研)
〃	疋 田 貴 俊 (蛋白研)
〃	古 川 貴 久 (蛋白研)
〃	三 木 裕 明 (微研)

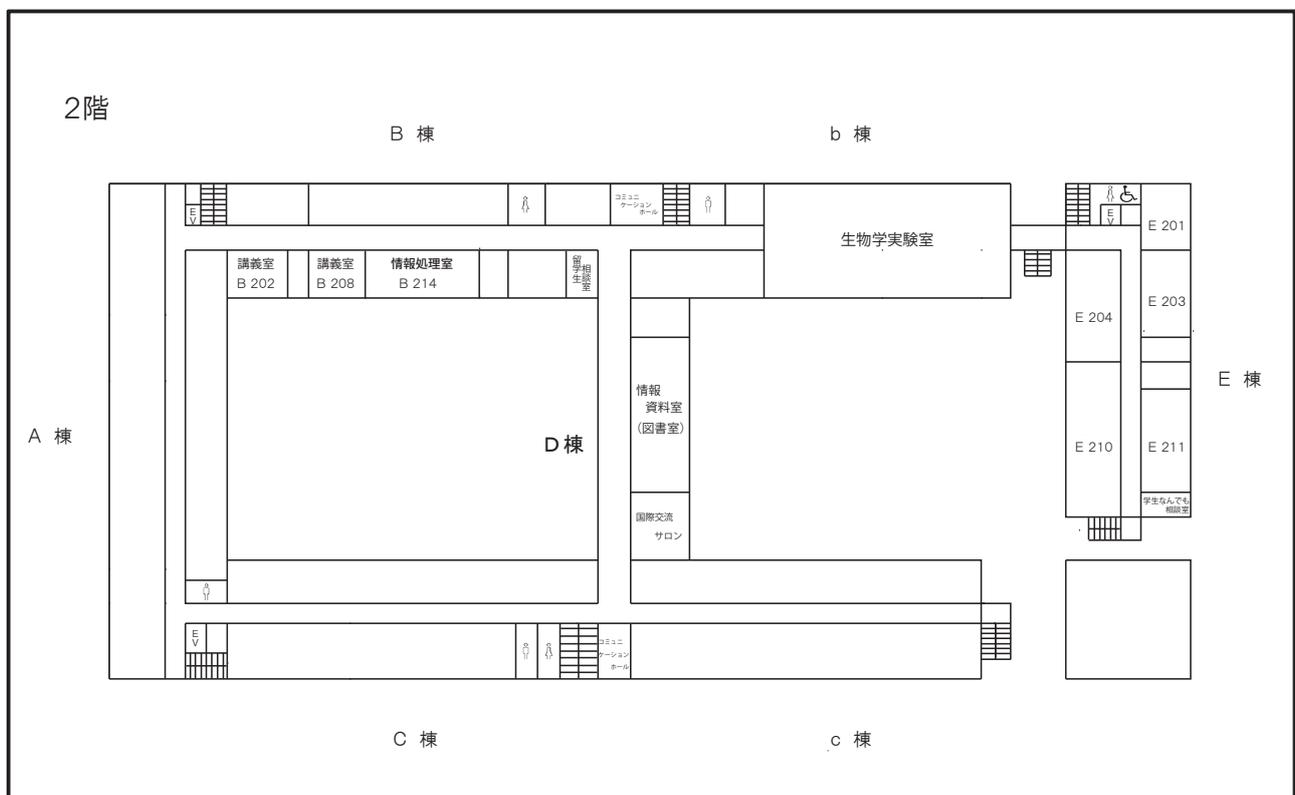
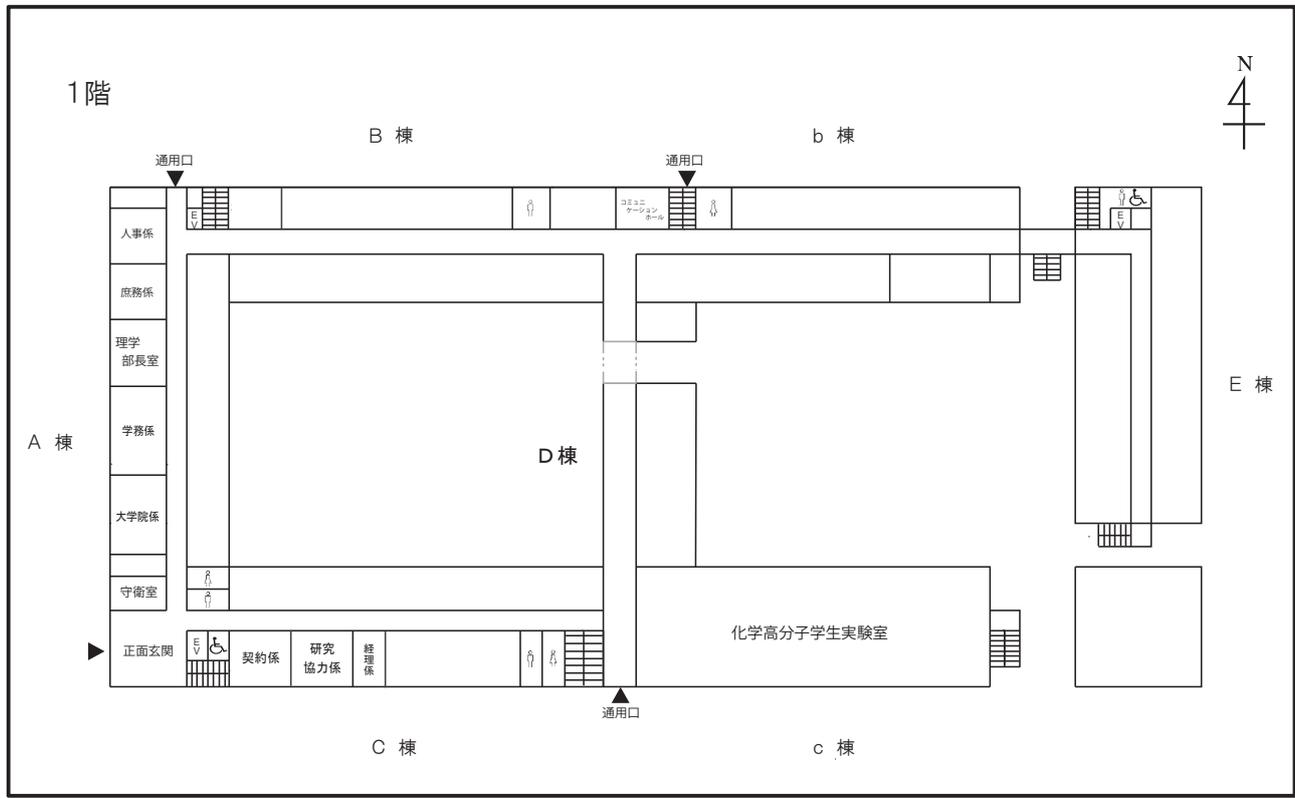
准教授	加 納 純 子 (蛋白研)
〃	橘 木 修 志 (生命機能)
〃	富 永 恵 子 (生命機能)
〃	中 井 正 人 (蛋白研)
〃	三 間 穰 治 (蛋白研)
講 師	後 藤 直 久 (微研)
助 教	宮 永 之 寛 (生命機能)

非常勤講師	
岡 田	博 (大阪市立大学)
厚 井	聡 (大阪市立大学)
幸 田	正 典 (大阪市立大学)
寺 島	一 郎 (東京大学)

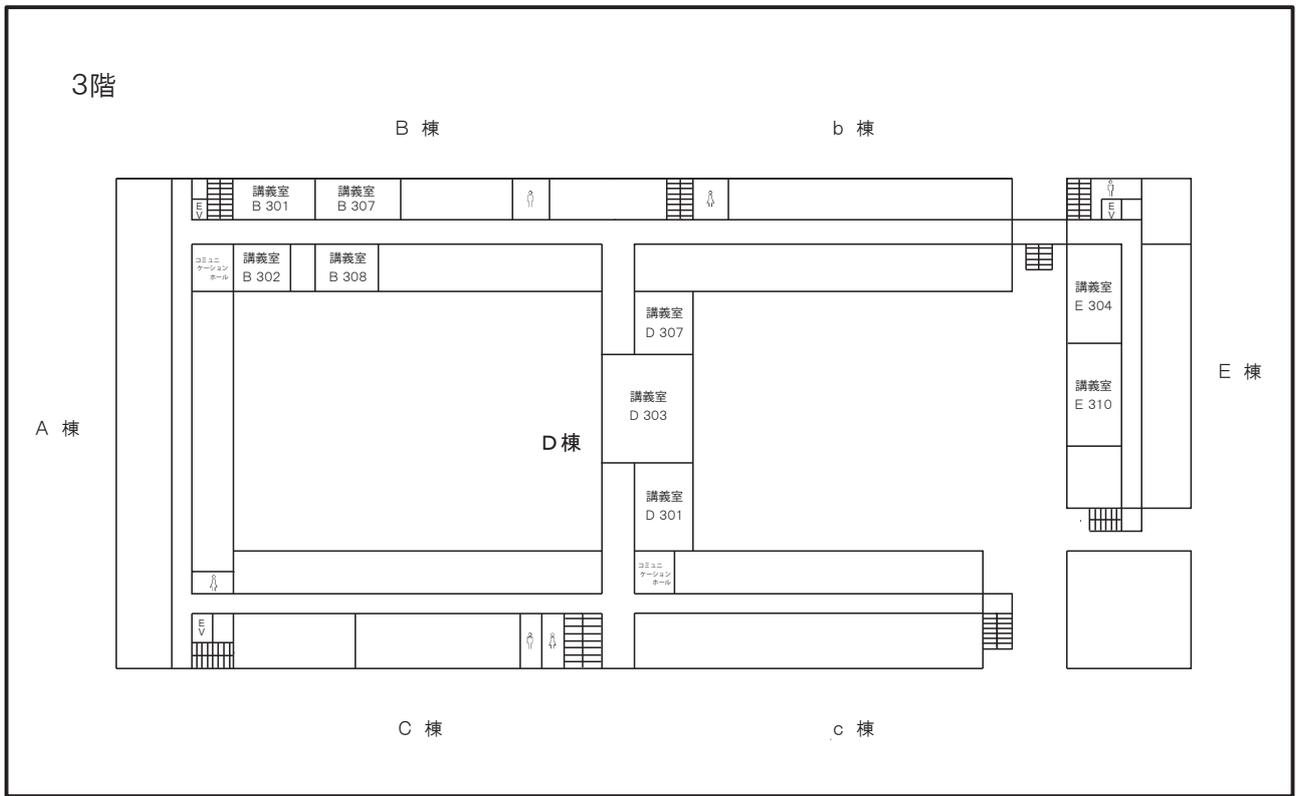
理学研究科・理学部 建物配置図



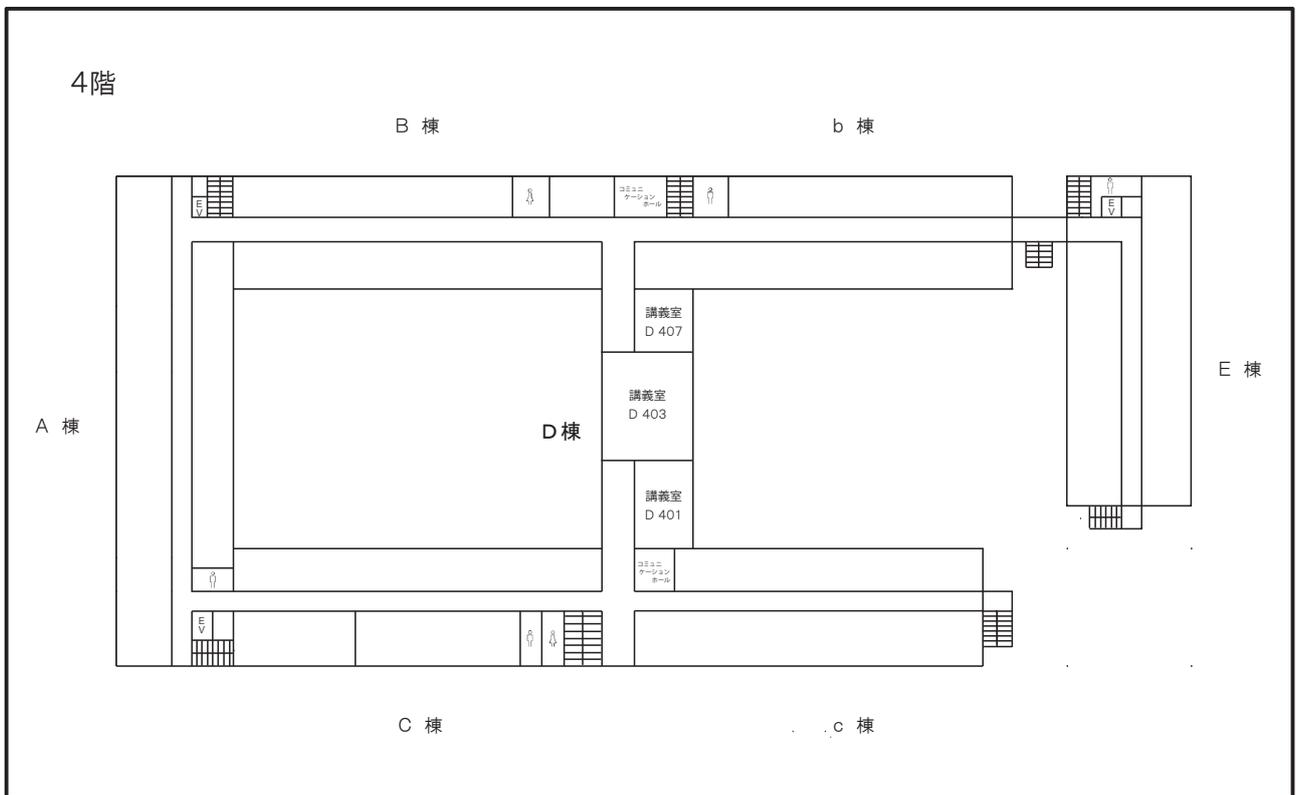
講義室等案内図

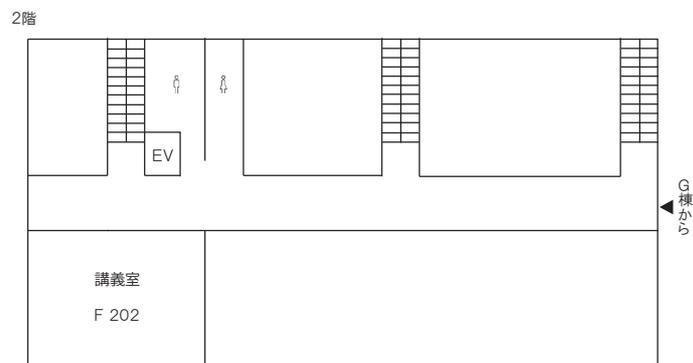
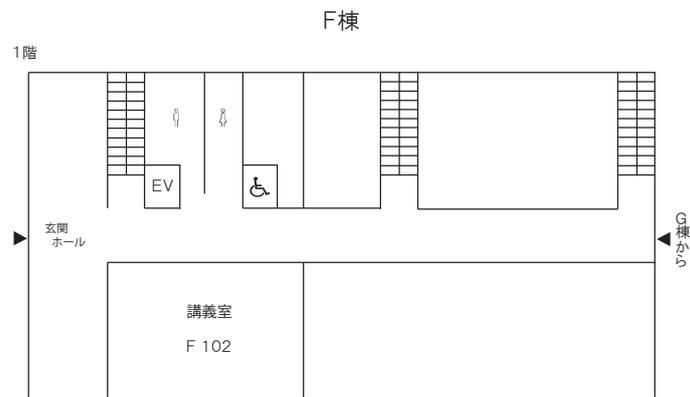
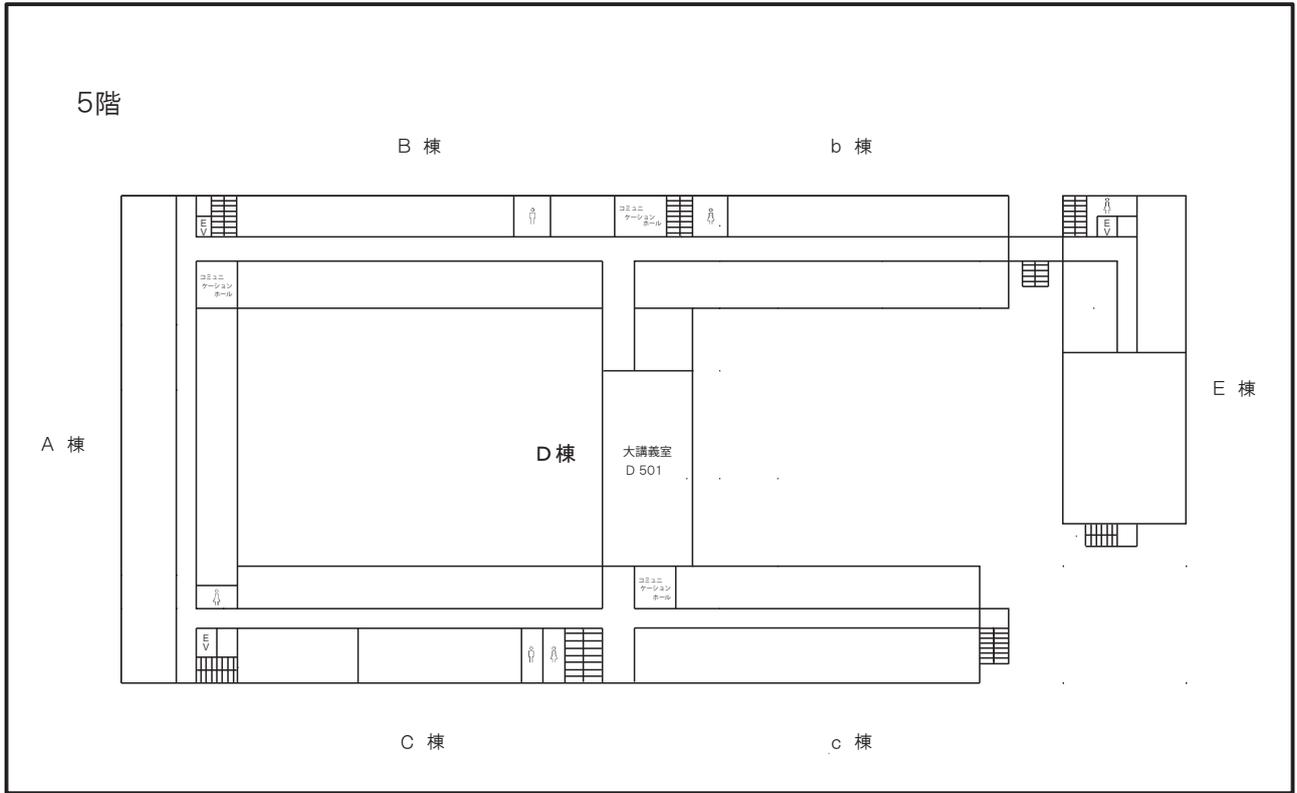


3階



4階





大 阪 大 学 理 学 部

〒560-0043 豊中市待兼山町1番1号

電話 06 (6850) 6111 (代表)

<http://www.sci.osaka-u.ac.jp>